



平成 17 年 10 月 27 日

各 位

福岡市博多区博多駅東 2-10-1 第一福岡ビル S 館 4 階  
株 式 会 社 コ ス モ ス 薬 品  
代 表 取 締 役 社 長 宇 野 正 晃  
(コード番号：3349 東証マザーズ)  
問 い 合 わ せ 先 専 務 取 締 役 小 野 幸 弘  
管理本部長  
T E L 092-433-0660 (代表)

## 新株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 17 年 10 月 27 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 公募による新株式発行の件

- |                     |   |
|---------------------|---|
| (1) 発行新株式数          | 普通株式 1,000,000 株  |
| (2) 発行価額            | 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定する方式により発行価格決定日（平成 17 年 11 月 8 日（火）から平成 17 年 11 月 11 日（金）までの間のいずれかの日）に決定する。   |
| (3) 発行価額中資本に組み入れない額 | 上記(2)により確定した発行価額から資本に組み入れる額を減じた額とする。資本に組み入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。   |
| (4) 募集方法            | 一般募集とし、日興シティグループ証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、新光証券株式会社、みずほ証券株式会社及び三菱 UFJ 証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。<br>なお、一般募集における価額（発行価格）は、発行価格決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受契約の内容         | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における価額（発行価格）から発行価額（引受人より当社に払い込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。  |
| (6) 申込期間            | 平成 17 年 11 月 14 日（月）から平成 17 年 11 月 16 日（水）まで。<br>なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 17 年 11 月 9 日（水）から平成 17 年 11 月 11 日（金）までとなる。   |
| (7) 払込期日            | 平成 17 年 11 月 16 日（水）から平成 17 年 11 月 21 日（月）までの間のいずれかの日。<br>すなわち、上記「(6) 申込期間」に記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は、平成 17 年 11 月 16 日（水）となる。   |
| (8) 配当起算日           | 平成 17 年 6 月 1 日（水）  |

ご注意：この文章は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (9) 申込株数単位 100株
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他この新株式発行に関する最終決定は、当社代表取締役社長宇野正晃に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出しの件（オーバーアロットメントによる売出し）

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 上限 100,000 株
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 し 株 式 数 日興シティグループ証券株式会社 上限 100,000 株  
 上記売出しは、公募による新株式発行に伴い、その需要状況等を勘案し、日興シティグループ証券株式会社が行う売出しである。本売出しの売出株式数は上限を示したもので、需要状況により減少し、又はオーバーアロットによる売出しそのものが中止される場合がある。本売出しの対象となる当社普通株式は、本売出しのために日興シティグループ証券株式会社が当社株主である宇野正晃より賃借する株式である。
- (3) 売 出 価 格 未定  
 なお、公募による新株式発行の発行価格と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 日興シティグループ証券株式会社が、公募による新株式発行の需要状況等を勘案し、当社株主である宇野正晃より賃借する当社株式について追加的に売出しを行う。  
 ただし、公募による新株式発行を中止した場合は、本株式売出しも中止する。
- (5) 申 込 期 間 公募による新株式発行の申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 公募による新株式発行の払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他この株式売出しに関する最終決定は、当社代表取締役社長宇野正晃に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行の件

- (1) 発行新株式数 普通株式 100,000 株
- (2) 発行 価 額 公募による新株式発行の発行価額と同一とする。
- (3) 発行価額中資本に組み入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組み入れる額を減じた額とする。資本に組み入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 割当先及び割当株式数 日興シティグループ証券株式会社 100,000 株
- (5) 申 込 期 日 平成17年11月24日（木）
- (6) 払 込 期 日 平成17年11月24日（木）
- (7) 配 当 起 算 日 平成17年6月1日（水）
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他この新株式発行に関する最終決定は、当社代表取締役社長宇野正晃に一任する。
- (10) 前記各号については、第三者割当増資による新株式発行の発行価額の総額が1億円以上となる場合、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、公募による新株式発行及びオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

以 上

ご注意：この文章は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。  
 投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. オーバーアロットメントによる売出しについて

今回の新株式発行においては、新規発行株式 1,000,000 株の募集を予定しておりますが、その需要状況を勘案し、100,000 株を上限として、日興シティグループ証券株式会社が当社株主である宇野正晃より賃借する当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。

これに関連して、当社は、日興シティグループ証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限（上限株数）に、第三者割当増資の割当を受ける権利（グリーンシュエーション）を、平成 17 年 11 月 18 日を行使期限として付与する予定であります。

日興シティグループ証券株式会社は、当社株主である宇野正晃より賃借する株式の返還を目的として、公募による新株式発行及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌営業日から平成 17 年 11 月 18 日までの間（シンジケートカバー取引期間）、上限株数の範囲内で、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（シンジケートカバー取引）を行う場合があります。

また、日興シティグループ証券株式会社は、公募による新株式発行及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社の発行する上場株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた株式を当社株主である宇野正晃より賃借する株式の返還に充当する場合があります。

なお、日興シティグループ証券株式会社は、安定操作取引で買付けた株式を当社株主である宇野正晃より賃借する株式の返還に充当する場合における当該株式数及び当該シンジケートカバー取引により取得した株式数の合計数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。

したがって、本第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、日興シティグループ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	8,972,000 株
公募増資による増加株式数	1,000,000 株
公募増資後の発行済株式総数	9,972,000 株
第三者割当増資による増加株式数	100,000 株
第三者割当増資後の発行済株式総数	10,072,000 株

注 第三者割当増資による増加株式数は、上記「3. 第三者割当増資による新株式発行の件」の発行新株式数の全株に対し日興シティグループ証券株式会社から申込みがあり、発行された場合の株式数です。

### 3. 増資の理由（調達資金の用途）等

#### (1) 増資の理由（増資調達資金の用途）

今回の増資による手取概算額4,833百万円については、同日付をもって決議された第三者割当増資の手取概算上限額482百万円と合わせ、手取概算上限額5,315百万円について、全額設備資金に充当する予定であります。

ご注意：この文章は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

平成 16 年 11 月 10 日払込の公募増資による新株発行及び平成 16 年 12 月 13 日払込の第三者割当増資による新株発行により 2,790 百万円を調達しましたが、資金使途に変更はありません。

(3) 業績に与える見通し

現時点で収益への影響を計数的に算出することは不可能ですが、当社グループの業容拡大及び収益基盤の安定化に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

安定的な配当を基本方針とし、配当性向などを総合的に勘案して決定していく所存であります。

(3) 内部留保金の使途

新規店舗の出店資金に充当する予定であり、事業拡大のため有効に投資してまいりたいと考えております。

(4) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記利益配分に関する基本方針のもと、一層の業績の向上を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながるとの認識に立ちながら、同時に積極的な利益還元策を実施していく所存であります。

(5) 過去 3 決算期間の配当状況等

	第 21 期	第 22 期	第 23 期
	平成 15 年 5 月期	平成 16 年 5 月期	平成 17 年 5 月期
1 株当たり当期純利益 または当期純損失 (△)	68,131.72 円	237.04 円	146.45 円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当金)	5,000.00 円 (—)	10.00 円 (—)	15.00 円 (—)
実績配当性向	7.3%	4.2%	10.2%
株主資本利益率	9.3%	12.2%	21.8%
株主資本配当率	1.6%	2.2%	0.8%

(注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 株主資本利益率は、当期純利益を株主資本 (期首・期末の平均) で除した数値であります。

3. 株主資本配当率は、年間配当総額を株主資本 (期首・期末の平均) で除した数値であります。

4. 平成 15 年 9 月 1 日付をもって 1 株を 1,000 株に株式分割しています。

5. 平成 16 年 7 月 20 日付をもって 1 株を 2 株に株式分割しています。

(6) 過去の利益配分ルールへの遵守状況

該当事項はありません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

該当事項はありません。

ご注意：この文章は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書 (並びに訂正事項分) をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

新規公開時公募増資		第三者割当増資	
発行株式数	1,300,000株	発行株式数	200,000株
払込金総額	3,740円	払込金総額	3,740円
発行日	平成16年11月10日	発行日	平成16年12月13日
発行価格	2,000円	発行価格	2,000円
発行価額	1,530円	発行価額	1,530円
資本組入額	765円	資本組入額	765円

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成15年5月期	平成16年5月期	平成17年5月期	平成18年5月期
始 値	—	—	2,110円	3,170円
高 値	—	—	3,250円	4,930円
安 値	—	—	2,100円	2,910円
終 値	—	—	3,160円	4,210円
株価収益率	—	—	21.13倍	—

- (注)1. 当社株式は平成16年11月11日付をもって株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場されましたので、平成17年5月期の株価については、平成16年11月11日以降の株価を記載しております。
2. 平成18年5月期の株価等については、平成17年10月26日現在で記載しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり純利益で除した数値であります。なお、平成18年5月期の株価収益率については、期中であるため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

本募集及び売出しに関し、当社株主である宇野正晃、宇野則子、宇野之崇、宇野慎里子及び宇野史泰は、本募集に係る元引受契約の締結日から180日間、自己の計算で保有する当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡または売却を行わない旨を日興シティグループ証券株式会社に対して約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、本募集に係る元引受契約の締結日から180日間、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行または売却（株式分割及びストックオプション等に関わる発行を除く。）を行わないことを約束しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は必要かつ合理的な理由の下にその裁量で当該合意内容を一部もしくは全部につき解除し、またはその制限期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文章は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。